

2022年12月

お客さま各位

碧海信用金庫

カードローンにおける相続発生時の取扱いについてのお知らせ

日頃より碧海信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、碧海信用金庫のカードローンにおいてご契約者さまが亡くなられた際に、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させて一括返済を請求することを契約の規定に定めておりました。

碧海信用金庫ではこの取扱いを見直し、カードローンにおいて相続の開始があったことのみを理由として、期限の利益を喪失させて一括返済を請求いたしませんのでお知らせいたします。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

上記お取扱いの見直しに伴い、カードローン等債務を相続された場合のお手続きにつきましてはお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考】

カードローン契約規定等の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除済みの主なカードローンは次のとおりです。

- カードローン「きゃっする」
- カードローン「wallet」
- カードローン「へきしんセレクト」

※過去にご契約済みのすべてのカードローンにおいて、ご契約者さまが亡くなられたことを理由として、期限の利益喪失事由とする旨が「保証委託約款」や「ローン契約規定」等に記載されている商品につきましても同様の取扱い方針といたします。

※カードローンを除く個人ローン商品につきましても、相続の開始があったことのみを理由として、期限の利益を喪失させて一括返済を請求することはございません。

<対象となる個人ローン>

マイカーローン、教育ローン、住宅ローン、リフォームローン、フリーローン 等

以上